

第3次美里町行政改革大綱 (案)

平成 年 月
美 里 町

第3次美里町行政改革大綱

I はじめに

本町は、これまで平成19年2月に美里町行政改革大綱を、平成24年4月に第2次美里町行政改革大綱（以下「第2次大綱」という。）をそれぞれ策定し、5年ごとの計画期間を設け取り組み、第2次大綱では、以下の7つの項目を柱として行政改革を推進してまいりました。

- (1) 開かれた公正で透明性の高い行政システムの確立
- (2) 財政の健全化
- (3) 地方公営企業等の経営安定化
- (4) 職員の意識改革及び定員の適正管理並びに人材育成の強化
- (5) 協働システムの構築と推進
- (6) 簡素で効率的な組織体制の確立
- (7) 行政ニーズに対する迅速、的確な業務遂行の確立

第2次大綱に盛り込まれた主要項目の取組状況を見ると、その達成率は、平成28年10月現在において49.1%であり、約半数の取組の目標は未達成となっております。

取組項目ごとに担当部署、担当者、進捗管理者を定め、Plan（計画）－Do（実行）－Check（点検・評価）－Action（改善・措置）のマネジメントサイクルを回して取り組んでまいりました。しかし、全ての職員が行政改革の眼目である「行政サービスの質の向上」について、意識して意欲的に取り組んでいるとはいえず、行政改革に対する意識が希薄で、事務事業の遂行に当たっても創意工夫が足りなかったことが原因と考えております。組織としても取組を強力に推進できなかったことを反省しなければなりません。日々の業務を効率的かつ効果的に行うための仕組みづくりを自ら考え、実行しなければならないことを職員一人ひとりが再認識することが必要です。行政に携わる者として、質の高い行政サービスを提供できるよう常に高い意識を持って取り組んでいかなければなりません。

これまで取り組んできた各項目は、行政組織として継続的に「取り組むべきもの」、「取り組んだ方がよいもの」、「改善」の項目が主なものであり、その中でも「取り組むべきもの」については、達成率を100%に近づけなければなりません。

これからの行財政運営は、質の高さが求められ、効率的かつ効果的に実行していかなければならないことから、職員の計画的な研修などを通じて職員の意識を高めていく必要があります。そのため、内部統制を構築し、取り組んでまいります。

これまで取組が遅れているものがあることから、第2次大綱における取組項目も継承しながら、新たに「第3次美里町行政改革大綱」（以下「本大綱」という。）を策定し、職員一丸となって行政改革に取り組んでまいります。

1 本大綱の目的

これからの行財政運営は、言うまでもないことではありますが、質の高い行政サービスを提供することにより、住民満足度を高めていくことが必要になります。そのためには、効率的かつ効果的に事務事業を執行していかなければならないことから内部統制を構築するとともに、歳入の確保、不要な歳出の削減などを実施し、安定した財政運営を行っていかなければなりません。

本大綱については、これらのことを踏まえ、特に以下の3つの項目について取り組むこととします。

- (1) 行政サービスの質の向上
- (2) 安定した財政運営
- (3) 求められる行政サービスの提供等

2 計画期間

本大綱の計画期間は、平成29年4月から平成34年3月までの5年間とします。

3 実施方法

(1) 毎年度、実施計画を作成します

本大綱には取組項目を示しますが、具体的に取り組むものを実施計画に明確に定めて、一つひとつが目に見える成果を確実に出せるよう取り組んでいくこととします。

(2) 毎年度、成果を検証します

毎年度、1年間の取組の結果を検証します。

(3) 実施計画及び成果を公表します

実施計画及び実施状況並びに成果について、町の公式ホームページ、行政情報コーナー等を利用して、毎年度、公表します。

※「質の高い行政サービス」・・・職員が意識を持って自分自身（知識、知恵、判断力、指導力、行動力、人格・品格）を磨き、法令を遵守した職務遂行能力を高め、力を結集して組織的に行政課題に取り組むことにより、良い結果を出すこと。

※「内部統制」・・・組織の業務の適正を確保するため、組織内部のルールや業務プロセスを整備し、運用すること、又はその結果、確立されたシステムのこと。

Ⅱ 取組の主要項目

今後、取り組んでいく主要な項目は、以下のとおりです。

1. 行政サービスの質の向上

行政サービスの質を向上させるためには、職員の能力を開発し、士気を高めるとともに、弁護士、公認会計士等専門的な知識、経験を有する人材を活用することにより、事務執行のレベルアップ及び効率化を図ることが必要となります。

また、指定管理者を含めた民間事業者等によっても行政目的を達成できるものは委託化してまいります。だれが事務事業を執行するのかではなく、どのような方法であれば行政目的を達成できるか、また、良い結果を出せるかを重視して取り組んでまいります。

(1) 人材育成方針及び職員定員適正化計画の策定と実行

① 職員研修の計画的な実行

職員の能力開発を組織的に推進し、高度化、複雑化する政策課題に対応し、住民福祉の向上に結び付くよう努めます。平成28年5月に第2次美里町人材育成基本方針及び中長期職員研修計画を策定し、人材育成を推進することとしました。

また、実施計画を毎年度作成し、全体研修、階層別研修、実務研修等を実施してまいります。併せて、職員の自主学習を支援してまいります。

② 人材育成のための人事評価制度の適切な運用

平成28年度から人事評価制度の本格実施を行っています。今後は、努力し、成果を上げた職員を表彰するなど、職員の士気向上に努めます。

③ 職員定員適正化計画の策定と公表

平成28年度においては、計画を達成することができましたが、今後も事務事業の効率化に努め、職員定員の適正化を図ってまいります。

④ 専門的な知識、経験を有する人材の活用と職員の質の向上

国税における高度な専門知識及び経験を有する人材を活用したことで、職員の債権管理、徴収等についての能力向上を図ることができました。

今後も専門的な知識、経験を有する人材を活用し、事務執行のレベルアップ及び効率化を図るとともに職場研修を通じて職員の能力向上に努めます。

(2) 簡素な組織体制の確立

① 事務事業、施設管理の委託化の推進

だれが事務事業を執行するのかではなく、予算、職員数など限られた条件の中で、良い結果を生むために、どのような手段を講ずべきなのか十分考慮して取り組んでまいります。民間事業者等によっても行政目的を達成できるものは、委託化してまいります。

② 組織機構の見直し

指定管理者を含めた民間事業者等によっても行政目的を達成できるものについて委託化することにより、限られた職員数であっても政策の立案、重要課題の解決等に職員を重点的に配置することができることから、柔軟に組織機構を見直してまいります。

2. 安定した財政運営

(1) 計画的かつ健全な財政運営

① 財政健全化計画の策定及び公表

平成28年度に財政健全化計画を策定いたしましたので、今後はこの計画に従って着実に取り組んでまいります。実質公債費比率15.0%以下とすることを目標として設定しておりましたが、平成24年度にその目標を達成し、その後も減少しています。今後も目標とした財政指標をクリアするよう歳入の確保及び不要な歳出の削減を行ってまいります。

② 補助金等の見直し

補助金等の支出の目的を明確にし、行政目的を達成したかどうか検証します。補助金等の交付の段階（入口）で、交付を受けるものに支出目的と町が期待する成果について説明するとともに、事後にしっかり検証し、補助金等が有効に活用され、成果を出せるよう努めてまいります。

③ 公共施設の計画的な維持管理及び統廃合

平成27年度に美里町公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の総合的・計画的な管理の考え方及び基本方針をまとめました。

今後は、各施設の個別管理計画を策定し、計画的な維持管理に努めます。設置目的を終えた施設は、速やかに用途廃止し、又は統合を進めます。

学校の再編については、平成28年3月に学校再編ビジョンを策定し、住民説明会、保護者説明会等を開催し、関係者の意見を聴きながら早期にまとめてまいります。

(2) 自主財源の確保対策等

① 税金等収納率の向上及び租税教育

税金等の滞納額を減らすには、新たな滞納者を発生させないことが大切であることから、現年度分の徴収率の向上を目指して取り組んでまいりました。今後も債権管理を適切に行うとともに、債権回収の重要性を認識し、徴収率の向上を目指して取り組んでいきます。

また、ものが豊かな社会であることからこそ、児童生徒が租税、金銭に対して健全な感覚を養うことができるよう、これまで小・中学校3校で租税教育を実施してまいりました。今後も継続して実施してまいります。

② 公共施設の使用料等、受益者負担の見直し

現行の公共施設の使用料及び手数料等、受益者負担を見直すこととします。

③ 未利用地の売却及び活用

未利用地については、原則、売却することとします。売却に至らない場合にあっては、賃貸借など他の方法により活用することとします。

④ その他広告収入等の確保

町広報紙、ホームページ等への広告掲載数、ふるさと納税等を増やすよう広報活動に努めます。

(3) 地方公営企業等の経営安定化

① 水道事業の経営健全化

経営の安定化を図る必要があることから平成28年度に水道事業財政計画を策定いたしました。この計画に基づき、未納料金の縮減等収入の確保、経費の節減に努め、毎年度黒字化できるよう努力してまいります。

② 町立南郷病院の経営健全化

訪問診療、健診等による増収を図るとともに、地域になくってはならない病院であることから、その維持にも努めてまいります。また、大崎圏域医療機関との連携強化を図ってまいります。

③ 下水道事業の経営健全化

平成28年度から公共下水道事業及び農業集落排水事業をまとめて下水道事業とし、地方公営企業法の一部適用といたしました。

公共下水道事業及び農業集落排水事業の整備地区において、水洗化率の向上を目指してまいりましたが、その目標を達成することができました。

平成28年度中に下水道事業経営戦略を策定する予定であり、経営健全化に向けて取り組んでまいります。

④ 第三セクターの経営改善

町が出資している第三セクターの経営改善を図る必要があることから、助言、指導等を行うとともに、中長期の事業計画、経営計画の作成を支援してまいります。

3. 求められる行政サービスの提供等

これまで情報公開及び住民懇談会の開催、行政情報の提供を実施してまいりました。今後も行政情報の積極的な提供を継続しつつ、社会情勢の変化に伴い、新たに求められる行政需要を把握し、自ら考え、自ら行動する仕組みづくりを推進してまいります。

(1) 住民に開かれた行政

① 行政情報の分かりやすい提供

行政に求める情報量が増加し、迅速な情報の提供が必要なことから、町のホームページを速やかに更新いたします。また、町のホームページ、町の広報紙、町から発出する文書については、平易な言葉を使うこととし、専門用語を使う場合には、注釈を付けるよう努めます。

② 住民懇談会の実施

行政情報を提供し、住民ニーズの把握に努め、住民懇談会を開催してまいりました。町がテーマを定めた懇談会及び地域、団体等の要望に応じた懇談会の2通りの形態で実施してまいりました。

参加者や年齢層の固定化がみられる状況にありますが、さまざまな御意見を聴く場として、今後も開催してまいります。

③ 会議及び会議録の公開

公開した会議について、1か月以内に会議録を公表する附属機関等の割合の上昇を目標として取り組んでまいりました。

会議録の調製は、事務担当者が実施している場合が多く、他の業務と掛け持ちのため、会議録の調製が遅れがちでありました。今後は、速やかに公表することができるよう会議等の内容によっては、会議録調製業務を外部に委託することとします。

④ 附属機関等への公募委員の登用

住民参画の推進を図るため、新たに選任又は設置する附属機関等の委員の公募による選任の割合を目標としてきました。附属機関等における委員の公募は、おおむね実施されていますが、公募を実施しても応募がない場合があり、目標に達しませんでした。今後も公募委員が必要と認められる附属機関等には、引き続き公募委員を登用してまいります。

⑤ 求められる行政需要の把握とその対応

特別養護老人ホームの入居資格の変更など制度が変わったとき、子供の貧困対策など、求められる行政需要を把握し、素早く対応できるよう情報の収集などに努め、課題解決に向けて取り組んでまいります。

(2) 住民の利便性の向上

① 窓口・公共施設等の住民サービスの充実

住民の利便性の向上を図るため、窓口利用者のアンケート調査を平成25年度から実施し、利用者の満足度の上昇を目標として取り組んでまいりました。平成27年度において、満足度は76.2%となっております。

今後も職員の接遇向上に努め、利用者の満足度上昇を目標に取り組んでまいります。

② 電子自治体の推進

住民の利便性の向上を図るため、行政の各種手続について、電子申請サービス

を展開し、その年間利用件数を目標として取り組みましたが、目標値に達しませんでした。

電子申請サービスにより可能となる各種手続の種類も限られており、その周知も不十分でしたので、電子申請サービスの新たな手続の追加、周知方法等を検討し、利用件数の増加を図ってまいります。